

参議院比例代表選出議員の選挙における供託物の返還の順位に関する届出書

何年何月何日執行の何選挙における供託物について、公職選挙法施行令第93条の2第3項において準用する同条第2項の規定により返還を請求する場合の返還を受けるべき順位を、下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名 印

何選挙長 氏 名 あて

記

返還を受けるべき順位	供託所	供託番号	金銭又は国債証書の別	国債証書については名称、回記号及び番号	返還を受けるべき金額又は国債証書の額面	備考
計						

備考

- 1 国債証書には、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含むものである。
- 2 返還を受けるべき順位は、600万円ごとの金額又は額面の国債証書に付するものである。
- 3 「国債証書については名称、回記号及び番号」欄には、振替国債以外の国債証書にあつては当該国債証書の回記号及び番号を、振替国債にあつては当該振替国債の名称及び回記号を記載するものである。